

各医療機関管理者 殿

茨城県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

### 新型コロナウイルス感染症対応のお願いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨日、本県を含む39県（特定警戒都道府県に指定されていた5県を含む）においては、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、県では、東京圏や県内での感染状況、医療提供体制などを踏まえ、独自の新型コロナ対策指針に照らし、5月18日から外出自粛や休業要請の対象などを一部解除・緩和することといたしました。

しかしながら、再び感染を拡大させないため、引き続き、新規感染者を発生させない取組の維持に努められるとともに、施設内感染の徹底防止の観点から、改めて下記に留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 【職員について】

- 職員の皆様には、引き続き、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、県境をまたぐ移動、特に、緊急事態宣言の都道府県（東京都・千葉県・埼玉県等）への不要不急の外出等については厳に自粛をお願いします。
- 日々の体調を把握して発熱等の症状が認められるなど、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、帰国者・接触者相談センターに相談するようお願いいたします。  
また、少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期するようお願いいたします。

#### 【患者について】

- 患者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、積極的に検査を実施するとともに、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策の実施をお願いします。

#### 【その他】

- 家族等による面会については、緊急やむを得ない場合を除き制限をお願いします。
- 食堂等でマスクをはずして飲食をする場合、他の人と一定の距離を保つようお願いいたします。

#### <問い合わせ先>

茨城県保健福祉部厚生総務課管理・医療大学担当  
医療指導監 西堀 義久  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
TEL：029-301-3129 FAX：029-301-3139  
E-mail：koso2@pref.ibaraki.lg.jp